

「森町経営継続応援事業」に関するよくあるお問合せ

令和3年5月1日時点

Q1. 農業を営む者とは何か。

- ・ 農業を営む者とは、農業所得がある方とし、原則として農業所得を税務申告している方を対象といたします。専業・兼業は問いません。
申請時に、営業実態が分かる書類として、確定申告書の写し等をご提出ください。

Q2. 事業所は町内に所在しているが、事業主が町外在住者の場合、対象となるか。

- ・ 事業所が町内である場合は対象となります。事業主の現住所は問いません。申請時に営業実態が分かる書類の提出が必要となります。
上記とは反対に、町内在住者が、町外で事業所を営んでいる場合は対象外となりますので、ご了承ください。

Q3. 交付決定前に購入したものなどは対象となるか。

- ・ 交付決定前に購入などしたものは対象となりません。交付決定後から事業完了時の令和3年8月31日（火）の間に発注し、支払った経費が対象となります。
ただし、領収書等金額が分かる書類がない場合は、補助対象となりませんのでご注意ください。

Q4. 補助金の概算払い（前払い）はあるか。

- ・ 補助金の概算払い（前払い）はいたしません。
事業完了後、実績報告書を審査し、適正であれば補助金の支払いをいたします。

Q5. 国等が行う補助金との併用は可能か。

- ・ 他の補助事業を活用している事業の経費は、対象外となり、併用は認められません。
また、本補助金を活用し購入又は整備される物品等に対し、他の補助事業による補助がある場合も対象外となりますのでご注意ください。

Q6. 交付決定後に、申請の内容を変更することはできるか。

- ・ 申請内容の変更や補助金の増額は認められませんので、申請書を提出する際は、事業計画を確認の上、申請を行ってください。

Q7. 上限の30万円まで達していない場合、再度の申請を行っても良いか。

- ・ 補助金の申請は、1 事業者 1 回限りです。
申請額が上限に達していない場合であっても、2回目以降の申請は受け付けいたしませんので、あらかじめご留意の上、申請をお願いいたします。

お問合せ 森町商工会
電 話 0538-85-3126